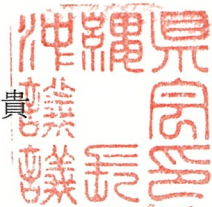


沖 議 局 第 146 号
令和 7 年 5 月 19 日

自治紛争処理委員 殿

沖縄県議会議長 中 川 京 貴



弁明書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 29 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり弁明します。

記

1 弁明に係る議決の内容

- (1) 沖縄県知事が令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）に提出した「甲第 1 号議案 令和 7 年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第 19 号議案 令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算」について、当該予算を審査した予算特別委員会から報告された以下の(ア)及び(イ)の委員会修正案に関し、令和 7 年 3 月 28 日の会議において 3 人の議員が討論を行った後、それぞれ記名投票による表決を行った結果、それぞれ白票（問題を可とする者）多数により可決（修正議決）した。
 - (ア) 「甲第 1 号議案 令和 7 年度沖縄県一般会計予算」中、「第 1 表歳入歳出予算 歳出の第 12 款公債費、第 1 項公債費の金額 5,800,000 千円を減額修正し、及び同表歳出の第 13 款諸支出金、第 5 項財政調整基金積立金の金額 5,800,000 千円を増額修正する」委員会修正案
 - (イ) 「甲第 19 号議案 令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算」中、「第 1 表歳入歳出予算 歳入の第 1 款繰入金、第 1 項の一般会計繰入金の金額 5,800,000 千円を減額修正し、及び同表 歳入の第 2 款県債、第 1 項県債の金額 5,800,000 千円を増額修正し、並びに第 2 表地方債の借換債の限度額 5,800,000 千円を増額修正する」委員会修正案
- (2) 知事は「甲第 1 号議案及び甲第 19 号議案に係る修正議決は、長の提案した予算の趣旨を損なうものであり、法第 97 条第 2 項ただし書に規定する『長の予算の提出の権限を侵すことはできない』に抵触することから、議会の議決がその権限を超え又は法令に違反すると認める」として、法第 176 条第 4 項の再議に付したことから、本会議において「甲第 1 号議案 令和 7 年度沖縄県一般会計予算の再議の件」及び「甲第 19 号議案 令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算の再議の件」を議題とし、それぞれ起立表決に付した結果、2 つの再議の件はそれぞれ賛成多数で「さきの議決のとおり決定」した。（以下「本件議決」という。）

【資料 1 及び 2 参照】

2 弁明の趣旨

令和7年4月14日付総財第34号で沖縄県知事玉城康裕が行った審査申立てについては、これを棄却するとの裁決を求める。（別添から抜粋）

3 弁明の理由

別添のとおり

4 添付書類

資料1 沖縄県議会会議録（未定稿）令和7年3月28日の会議（抜粋）

資料2 沖縄県議会ホームページ公表「議案等に対する議員の賛否の状況」（令和7年3月28日議決分：再議の件2件に係る部分のみ抜粋）

資料3 令和7年第3回沖縄県議会（臨時会）5月16日の会議における「地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づく弁明書」の審議に係る会議録（未定稿）

資料4 沖縄県議会ホームページ公表「議案等に対する議員の賛否の状況」（令和7年5月16日議決分）

地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づく弁明書

第1 弁明の趣旨

令和7年4月14日付総財第34号で沖縄県知事玉城康裕が行った審査申立てについては、これを棄却するとの裁決を求める。

第2 審査申立書中争わない事項について

第1は争わない。

第2の1(1)アからウまで及び(2)は争わない。

第2の2(1)ア及びエ、(2)ア、(3)ア及びウ、(4)ア及びウ、(5)イは争わない。

第3 審査申立書に対する弁明について

1 「第2の1(1)エ」について

申立人が引用する地方制度調査会の答申については、地方自治法改正に関して将来に向けた意見であって、答申当時に存在していた地方自治法第97条第2項の解釈及び運用について述べたものではないことは明らかであって、申立人の主張は失当である。

2(1) 「第2の2(1)イ」について

借換債を後年度に継続する事業の財源とするのかどうかは、まさに長の判断に委ねられているのであって、本件議決は特定の事務事業の財源に充当せよという内容ではなく、後年度の財政運営も考慮しつつ、長において適切な予算措置を行うために、財政調整基金へ積み立てるという趣旨である。

(2) 「第2の2(1)ウ」について

具体的な事業の必要性や所要額の議論は予算編成権を有する長が行うべきものであって、こうした議論を反映させて個別具体の事務事業の財源を修正することこそ、長の予算編成権を侵すことにつながるものである。したがって、議会としては本件議決において後年度の財源として活用可能な財政調整基金への積立てを行うこととしたものである。

(3) 「第2の2(1)オ」について

本件議決の趣旨は、一般財源に相当する臨時財政対策債を優先的に借り

換えるよう求めるものであって、借入金融機関との交渉においてもこうした観点を期待するものである。しかしながら、原案の 173 億円を積算するに当たって、臨時財政対策債を何割程度借り換える考えを持っているのかについて、執行部は明確な答弁を行っておらず、執行部の議会に対する説明不足は否めない。したがって、予算審議の過程において 173 億円の積算根拠自体に合理性を見いだすことはできなかった。こうした経緯から、案分によって相当額を算出するという方法を行ったのであり、積算方法として合理性や相当性を欠くものではない。

(4) 「第 2 の 2 (1)カ」について

臨時財政対策債の借換えについては、これまで幾度となく議会と長との間で議論が交わされてきたことは事実であり、総括質疑において取り上げられなかった一事をもって調整がなされなかったと指摘することは失当である。事実、令和 7 年 2 月定例会中、本会議や委員会の場合以外で、財政課担当者や総務部長との間で、「沖縄自民党・無所属の会」会派は、少なくとも 2 回は意見交換を行っている。その際、こうした財源の活用方法についても検討していきたいとの発言も執行部側からあり、こうした一連の経緯を踏まえて本件議決に至ったのであり、申立人の主張はこうした事実経過を無視するものである。

3 「第 2 の 2 (2)イ」について

借換債として増額した 58 億円の算出方法については、既述のとおり合理的かつ相当な方法で行っている。本件議決によって増える残高見込みは、提案理由でも述べているとおり、県債残高に占める割合は 1 % 以下であり、過大な規模という主張には理由がないことは明らかである。

4 (1) 「第 2 の 2 (3)イ」について

2 (2)で述べたとおりである。

(2) 「第 2 の 2 (3)エ」について

財政調整基金については、近年多発する災害対策や公共施設の維持・更新等、これまで以上に一定の規模を確保していく必要性が高まってきているのであって、こうした対応への財源を確保しつつ、これまで財源不足を理由に手当てできなかった事務事業の財源を見いだすという本件議決の趣旨を申立人は考慮していない。

5 (1) 「第 2 の 2 (4)イ」について

臨時財政対策債の借換えについて、一部繰上償還を行ってきたとするが、沖縄県は臨時財政対策債の制度創設以来、毎年度発行可能額満額の借入れを行っている。そして平成 22 年度頃から恒常的に借換え予定債の一部を繰上償還することによって、当該年度の当初予算編成時における収支差をコントロールする手法を取り入れている。しかしながら、そもそも一旦借入れを行うことによって、5 年ないし 10 年の利払いが発生しており、明確に県民負担が生じている。収支差を調整する必要があるのであれば、一般財源である臨時財政対策債の発行を一部取りやめるとというのが、借換え時点までの利払いが発生しないという点で合理的であり、申立人の主張する健全な財政運営がなされてきたのかについては、疑問がある。

(2) 「第 2 の 2 (4)エ」について

後年度の利息負担が約 5 億円増えることから将来負担を何ら考慮していないという申立人の主張については、基金に積み立てられた 58 億円のうち 5 億円を利払いに充て、残りの 53 億円を他の必要な事務事業の財源として確保することができるという視点に欠けており、合理性のない主張である。

(3) 「第 2 の 2 (4)オ」について

提案理由説明にもあるとおり、実質公債費比率や将来負担比率という中長期的な財政指標への影響も加味した上で本件議決はなされており、地方財政法第 4 条の 2 に反するという申立人の主張は当たらない。なお、本件議決により借換債を増額発行することによって、単年度当たりの償還額は減少するため、実質公債費比率は縮小する。また、県債残高は一部繰上償還を取りやめることによって、修正前の県債残高の減少見込みと比べて、減少幅が緩やかなものとなるため、将来負担比率の変化度も緩やかなものとなると考えられる。

6 (1) 「第 2 の 2 (5)ア」について

沖縄県における借換債は、過去発行された地方債について、借入金融機関との交渉により、長期の借入期間を設定することが金融機関が金利変動リスクにさらされる観点から忌避された結果、5 年または 10 年後に、残債を一括償還し、改めて借入金利及び借入期間を設定し直した借入れを行うという性格のものである。沖縄県知事は令和 7 年度当初予算においてこうした基本的な考え方の下で、甲第 19 号議案に借換債という歳入項目を編成・計上しており、借換債という予算科目そのものが編成・計上されていない場合は格別、165 億円の歳入予算を議会に提案をしているのであつ

て、本件議決は単にその借換えを増やせという内容なのであり、長が予定していない新たな目標の追加や新たな手段を追加することを目的とすることには当たらず、予算編成における基本的な考え方を没却することにはならない。

(2) 「第 2 の 2 (5)ウ」について

過去に議決された一般会計予算における地方債については、確かに借換えを裁量で行うことの記載がある。実際の借換債発行の局面においては、借入金融機関との交渉の結果、予算編成時に想定していた借換債の全てを発行できない、すなわち満額借入れを行うことができないことも想定されるのであり、本件議決はこうした事態も想定しつつ、借換債の発行限度額を増加させるものであって、長の裁量を制約するものではない。仮にこうした事態が発生した場合には、当初予算編成後に生じた事情に当たるものとして、補正予算等によって歳入予算を確保する手段を長は取るべきであると考ええる。

(3) 「第 2 の 2 (5)エ」について

議会を構成する議員は、それぞれの選出選挙区を中心に、日頃から多くの有権者や各種団体からの要請・陳情を受け、行政に対して取組を促す役割を果たしている。こうした取組が長の予算編成過程において取り込まれることもあれば、そうでない場合もあり得る実情はあるが、議会における予算審議を通じて、こうした要請・陳情を踏まえた編成がなされているかを議論することが議会に求められている重要な機能の一つであることを鑑みれば、執行部内における予算編成過程に議会が関与していないという事実をもって、議会による予算の増額修正が後年度の財政負担の責任を不明確とするという指摘を行うことは、すなわち地方自治法第 97 条第 2 項に定める議会の予算修正権を否定するものであって、全くもって許し難い見解である。

7 「第 2 の 2 (6)」について

申立人は「他都道府県の実質公債費比率や将来負担比率との比較を予算編成で考慮することは、適当ではない」と主張するが、提案理由説明でも触れられていたとおり、他の都道府県と比較して、本件議決を提案したわけではなく、事実として実質公債費比率や将来負担比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 7 条に規定する早期健全化基準に大きく満たない低位にあるのであって、本件議決によって、申立人が他で引用する地方財政法第 4 条の 2 に規定する「健全な運営をそこなう」とことと

なるような蓋然性は見だし難いことは明らかである。

また、「今後、普通建設事業費及びそれに係る地方債の増額も認められることとなり」という主張については、議会審議においてこうした論点は提起されておらず、本件議決とは何ら関係ない主張である。

8 「第2の2(7)」について

以上1から7までに述べたとおり、本件議決については予算の趣旨を損なう増額修正に当たらないことは明らかであって、長の予算の提出権限を侵すものではなく、地方自治法第97条第2項により認められた議会の予算修正権の範囲を超えるものではない。

9 「第3」について

上記のとおり、本件議決は適法になされたものであって、申立人の主張はその理由を欠くものであり、本件申立ては棄却されるべきものである。

地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づき、上記のとおり弁明する。

令和7年5月16日

沖 縄 県 議 会

自治紛争処理委員 宛て

令和 7 年 3 月 28 日

令和 7 年
第 1 回 沖縄県議会（定例会）会議録

(第11号)

令和 7 年第 1 回沖縄県議会（定例会）会議録 未定稿（抜粋）

令和7年
第1回

沖縄県議会（定例会）会議録（第11号）

令和7年3月28日（金曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第11号

令和7年3月28日（金曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第1号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第29号議案及び乙第30号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第18号議案（経済労働委員長報告）
- 第3 乙第13号議案から乙第16号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案まで（文教厚生委員長報告）
- 第4 乙第20号議案から乙第25号議案まで（土木環境委員長報告）
- 第5 沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- | | | | |
|---|---------|---------|--------------|
| { | 座波 一議員 | 山内 末子議員 | 提出 議員提出議案第1号 |
| | 仲宗根 悟議員 | 上原 章議員 | |
| | 渡久地 修議員 | 当山 勝利議員 | |
| | 當間 盛夫議員 | | |
- 第6 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- | | | | |
|---|---------|---------|--------------|
| { | 座波 一議員 | 山内 末子議員 | 提出 議員提出議案第2号 |
| | 仲宗根 悟議員 | 上原 章議員 | |
| | 渡久地 修議員 | 当山 勝利議員 | |
| | 當間 盛夫議員 | | |
- 第7 乙第39号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案（総務企画委員長報告）
- 第8 乙第33号議案（経済労働委員長報告）
- 第9 乙第37号議案（文教厚生委員長報告）
- 第10 乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案（土木環境委員長報告）
- 第11 甲第1号議案から甲第24号議案まで（予算特別委員長報告）
- 第12 ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和7年度の調査経費に関する件
- 第13 高額療養費の自己負担の引上げ撤回を求める意見書
- | | | | |
|---|---------|---------|--------------|
| { | 新垣 新議員 | 新垣 善之議員 | 提出 議員提出議案第3号 |
| | 新里 匠議員 | 小渡良太郎議員 | |
| | 比嘉 忍議員 | 米須清一郎議員 | |
| | 山里 将雄議員 | 喜友名智子議員 | |
| | 松下美智子議員 | 西銘 純恵議員 | |
| | 平良 識子議員 | 當間 盛夫議員 | |
- 第14 北朝鮮による拉致被害者の速やかな救出を求める意見書
- | | | | |
|---|---------|---------|--------------|
| { | 新垣 新議員 | 新垣 善之議員 | 提出 議員提出議案第4号 |
| | 新里 匠議員 | 小渡良太郎議員 | |
| | 比嘉 忍議員 | 米須清一郎議員 | |
| | 山里 将雄議員 | 喜友名智子議員 | |
| | 松下美智子議員 | 西銘 純恵議員 | |
| | 平良 識子議員 | 當間 盛夫議員 | |

第15 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める意見書

新垣 新議員	新垣 善之議員	提出 議員提出議案第5号
新里 匠議員	小渡良太郎議員	
比嘉 忍議員	米須清一郎議員	
山里 将雄議員	喜友名智子議員	
松下美智子議員	西銘 純恵議員	
平良 識子議員	當間 盛夫議員	

第16 陳情令和6年第206号（総務企画委員長報告）

第17 陳情令和6年第87号、同第89号、同第114号、同第115号、同第190号、同第206号の2、同第207号及び陳情第8号（経済労働委員長報告）

第18 請願令和6年第8号、陳情令和6年第84号、同第203号、陳情第8号の2及び第20号（文教厚生委員長報告）

第19 陳情令和6年第99号及び陳情第1号（米軍基地関係特別委員長報告）

第20 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第29号議案及び乙第30号議案

乙第1号議案 沖縄県公文書等の管理に関する条例

乙第2号議案 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

乙第3号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

乙第9号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 沖縄県証紙条例の一部を改正する条例

乙第12号議案 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第29号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

乙第30号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第18号議案

乙第18号議案 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 乙第13号議案から乙第16号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案まで

乙第13号議案 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

乙第14号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

乙第15号議案 沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

乙第16号議案 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第26号議案 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

乙第27号議案 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

- 乙第28号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第4 乙第20号議案から乙第25号議案まで
- 乙第20号議案 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第21号議案 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第22号議案 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第23号議案 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第24号議案 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第25号議案 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 乙第39号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案
- 乙第39号議案 包括外部監査契約の締結について
- 乙第42号議案 沖縄県教育委員会教育長の任命について
- 乙第43号議案 沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について
- 日程第8 乙第33号議案
- 乙第33号議案 財産の処分について
- 日程第9 乙第37号議案
- 乙第37号議案 損害賠償の額の決定について
- 日程第10 乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案
- 乙第32号議案 財産の取得について
- 乙第34号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第36号議案 損害賠償請求調停事件の調停について
- 乙第38号議案 損害賠償の額の決定について
- 乙第40号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
- 日程第11 甲第1号議案から甲第24号議案まで
- 甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算
- 甲第2号議案 令和7年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第3号議案 令和7年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第4号議案 令和7年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第5号議案 令和7年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第6号議案 令和7年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第7号議案 令和7年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第8号議案 令和7年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第9号議案 令和7年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第10号議案 令和7年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 甲第11号議案 令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第12号議案 令和7年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第13号議案 令和7年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 甲第14号議案 令和7年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第15号議案 令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第16号議案 令和7年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第17号議案 令和7年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

甲第18号議案 令和7年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算

甲第20号議案 令和7年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

甲第21号議案 令和7年度沖縄県病院事業会計予算

甲第22号議案 令和7年度沖縄県水道事業会計予算

甲第23号議案 令和7年度沖縄県工業用水道事業会計予算

甲第24号議案 令和7年度沖縄県流域下水道事業会計予算

日程第12 ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和7年度の調査経費に関する件

日程第13 高額療養費の自己負担の引上げ撤回を求める意見書

日程第14 北朝鮮による拉致被害者の速やかな救出を求める意見書

日程第15 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める意見書

日程第16 陳情令和6年第206号

陳情令和6年第206号 集中豪雨による被害への支援を求める陳情

日程第17 陳情令和6年第87号、同第89号、同第114号、同第115号、同第190号、同第206号の2、同第207号及び陳情第8号

陳情令和6年第87号 畜産農家の経営維持・継続を保障することを求める陳情

陳情令和6年第89号 新城海岸の管理権限を沖縄県から宮古島市に円滑に移管するに当たって宮古島市の意見を尊重するよう求める陳情

陳情令和6年第114号 和牛繁殖農家支援に関する陳情

陳情令和6年第115号 和牛繁殖農家支援に関する陳情

陳情令和6年第190号 離島にたまる物流パレットから日本の物流見直しと対策を求める陳情

陳情令和6年第206号の2 集中豪雨による被害への支援を求める陳情

陳情令和6年第207号 本島北部地域における豪雨被害に対する緊急支援を求める陳情

陳情第8号 北部豪雨災害への支援を求める陳情

日程第18 請願令和6年第8号、陳情令和6年第84号、同第203号、陳情第8号の2及び第20号

請願令和6年第8号 沖縄県立中部病院の現在地建て替えを求める請願

陳情令和6年第84号 沖縄県口腔保健医療センターの人材確保に関する陳情

陳情令和6年第203号 医療機関の事業と経営維持のため診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める陳情

陳情第8号の2 北部豪雨災害への支援を求める陳情

陳情第20号 医療機関への支援に係る令和6年度補正予算及び重点支援地方交付金の活用に関する陳情

日程第19 陳情令和6年第99号及び陳情第1号

陳情令和6年第99号 嘉手納基地に駐機している米軍CMV22オスプレイの飛行再開に関する陳情

陳情第1号 嘉手納基地における騒音激化に抗議し、深夜早朝の飛行中止を求める陳情

日程追加 甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算の再議の件」及び甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算の再議の件」

日程第20 閉会中の継続審査の件

出席議員(46名)

48番	中川京貴	議長	5番	大田守	議員
42番	上原章	副議長	6番	高橋真	議員
1番	瑞慶覧長風	議員	7番	宮里洋史	議員
2番	瀬長美佐雄	議員	8番	徳田将仁	議員
3番	喜友名智子	議員	9番	新里治利	議員

(以降、日程第11に入るまで省略)

書を確認する必要性、保険適用の有無、推進機の停止と発電機の故障との因果関係、残置埋設物に係る今後の対策及び公募時における残置埋設物に係る要件の設定などについて質疑がありました。

次に、乙第40号議案「流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について」は、中部流域下水道全体計画、中城湾流域下水道全体計画及び中城湾南部流域下水道全体計画の見直しにより、関係市町村の建設負担金の負担率を変更するため、下水道法第31条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案の5件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○中川京貴 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案までの5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆

○中川京貴 議長 日程第11 甲第1号議案から甲第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

又吉清義予算特別委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔又吉清義 予算特別委員長登壇〕

○又吉清義 予算特別委員長 ただいま議題となりました甲第1号議案から甲第24号議案までの24件について

て、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、室部局長の出席を求め、総務部長から概要説明を聴取した後、各会派代表委員による総括的な質疑を行いました。

また、本委員会での審査に加え、所管の常任委員会に調査を依頼し、専門的な立場から慎重に調査を行ってまいりました。

以下、審査及び調査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

予算特別委員会では、まず初めに、令和7年度は、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画（中期）がスタートし、沖縄振興をさらに加速させるための取組を力強く推進していく重要な年である。このため、重点テーマに沿った施策の推進、沖縄県PDCA等の反映及び新沖縄県行政運営プログラムの推進を図ることで社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、若手職員をはじめとする職員の自由で独創的な発想を施策に反映させつつ、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上、スクラップ・アンド・ビルドのさらなる徹底を図ることで限られた財源を重点的に配分するとの基本的な考え方により、予算を編成した。

一般会計については、戦後80周年平和祈念事業や子ども施策などの様々な取組とともに、社会保障関係費の増加により、前年度に引き続き8000億円を超え過去最高の予算規模となり、総額8893億6000万円で前年度に比べ5.6%の増となっている。

特別会計については、19会計の合計が2458億6292万7000円で、前年度に比べ2.3%の増となっている。

公営企業会計については、4会計の合計が1527億6994万2000円で、前年度に比べ2.1%の増となっている。

一般会計予算案について、歳入の主な内容は、景気の回復の動きが強まっていることによる個人消費や企業収益の動向等を踏まえた県税の増、国の予算額や前年度実績等を勘案した地方譲与税の増、公立学校情報機器整備事業費補助金の増等による国庫支出金の増などである。

歳出の主な内容は、北部基幹病院整備推進事業など衛生費の増、沖縄県和牛牛牛生産者緊急支援事業など農林水産業費の増、農地農業用施設災害復旧費など災害復旧費の増などであるとの概要説明がありました。

次に、当初予算案に関し、7名の会派代表委員から予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系及び主な事業の概要などについて質疑がありました。

（以降、委員会の審査の結果まで省略）

りました。

これに対し、令和6年度補正予算を活用することにより、令和7年度に予定していた事業を前倒ししたため、その分が前年度に比べ減額となっている。設備投資に係る財政見通しにおいては、毎年度130億円程度の事業費を捻出することとしており、令和6年度補正予算と令和7年度当初予算を合算した額で約139億1000万円が確保されていることから、令和7年度については財政見通しどおりの施設整備を実施できるとの答弁がありました。

また、各常任委員会の調査の過程で19項目の総括質疑の報告があり、3月18日に知事に対する総括質疑が行われました。

総括質疑においては、県が設置したワシントンDCオフィス社の資金の流れに関し、委託先と再委託先との間で領収書が交わされているが問題ではないかとの質疑がありました。

これに対し、委託先が県に実績報告するために便宜的に領収書の形を取ったものと考えられるが、県としても不自然と考えおり、今後は適正な領収書の在り方を改善する必要がある。なお、業務は適切に行われたということを確認した上で委託料は支払われていたと理解しているとの答弁がありました。

次に、ワシントン駐在員活動事業費に関し、県議会の百条委員会や県の調査検証委員会などで検証されている中、令和7年度の予算計上の考えとワシントン駐在活動を維持することの意義についてどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、ワシントン駐在は、日頃から連邦議員補佐官やシンクタンクの研究員等との面談を通じ、現地でのネットワークを強化・拡充している。今年度の訪米においてもこれまで培ってきた人脈を活用し、共和党系のシンクタンクでの講演など新たな取組を実現したほか、観光情報等の発信や在米県人会等との連携、県産品の販売促進など活動の幅を広げており、このような取組はワシントン駐在が現地で継続的に活動しているからこそ可能となっている。

ワシントン駐在については、現在、調査検証委員会等による調査が行われており、これらの結果を踏まえ、よりよい方向性を見だし、新たな体制で再スタートしたいと考えている。令和7年度予算については、それまでの間、必要最小限の機能を維持するための経費を計上したものであるとの答弁がありました。

次に、食料自給率が目標の45%に対し30%台で推移する中、食料自給率の向上と耕作放棄地解消の対策をどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、食料自給率の向上については、農林水産物の生産拡大が重要であることから、県では各種生産振興対策、担い手の育成・確保や経営力の強化、生産基盤整備の促進、耕作放棄地を含む農地の有効活用などに取り組んでいる。

耕作放棄地の解消に向けた対策としては、農地整備事業等の活用、農業委員会の利用意向調査等による農地の再生・利活用を支援しているところであるとの答弁がありました。

以上が、委員会における質疑の概要であります。甲第1号議案については、採決に先立ち、ていーだ平和ネット所属委員からワシントン駐在員活動事業費関係の修正案が、沖縄自民党・無所属の会所属委員からワシントン駐在員活動事業費関係の修正案が、沖縄自民党・無所属の会所属委員から借換債関係の修正案がそれぞれ提出されました。

まず、ていーだ平和ネット所属委員から提出のあったワシントン駐在員活動事業費関係の修正案については、採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、沖縄自民党・無所属の会所属委員から提出のあったワシントン駐在員活動事業費関係の修正案については、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、沖縄自民党・無所属の会所属委員から提出のあった借換債関係の修正案については、維新の会所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、修正案2件が可決されたことに伴い修正可決した部分を除く原案について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第19号議案については、採決に先立ち、沖縄自民党・無所属の会所属委員から借換債関係の修正案が提出され、維新の会所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、賛成多数で可決されました。

修正案が可決されたことに伴い修正可決した部分を除く原案について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第2号議案から甲第18号議案まで及び甲第20号議案から甲第24号議案までの22件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査及び調査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長 これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

(以降、借換債関係の討論まで省略)

算を議会提案とすべきであります。

これまでのワシントン駐在所の目的を遵法により実行するのであれば、地方自治法第96条第1項第6号に基づいて、ワシントン事務所設立及び出資に関する議案を新たに議会に提案する法的手続に基づいて執行すべきであります。そこで、我々沖縄自民党・無所属の会が今回の議会において明確に示しているのは、ワシントン事務所における役割や目的を否定するものではなく、遵法精神にのっとりワシントン事務所存在そのものの法的根拠を整え、事業を推進することが県民の負託に応える唯一の手段であるという事実を訴えるものであります。

よって、ここに上原快佐議員外17名提案の修正案に反対し、ワシントン駐在員活動事業費関連の委員会修正案に賛成、修正可決された部分を除く原案に賛成するものであります。

議員各位においては、遵法の精神にのっとり賛同していただけるようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○中川京貴 議長 大田 守議員。

〔大田 守 議員登壇〕

○大田 守 議員 皆さん、こんにちは。

甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の修正案に反対する立場で討論いたします。

臨時財政対策債制度は、2001年度以降、地方交付税の原資が景気や消費の動向によって変動しやすいという欠点に対処するために導入されました。臨時財政対策債は、形式的には地方公共団体の借入れとなりますが、元利償還金全額が後年度の地方交付税に算入されるために、実質的には地方交付税の代替財源とみなされております。しかし、この地方交付税は、本当にそのままの金額で来るのでしょうか。地方交付税の中身は——財政需要基準、それに基づいてその自治体の人口、そして教職員数、また児童生徒数等々、高齢者数含めて計算されます。100%来るかどうかは、これは誰にも分かりません。だからそういった中では、私はこの財源は少しおかしいなと思っておりますし、最初から臨時というこの名目がついております。本来であれば、平成13年から3年ぐらいの予定でやっていたものがそのまま来ているだけであります。いつなくなるか分かりません。そういったものを考えると、私はこの臨時財政対策債、今の地方自治——皆さんが、全ての地方自治体がお世話になっておりますけれども、これをそのままにしておけば大変なことになります。

この今回の修正案に対しましては、県民のための財源確保をしっかりと考えた新たな切り口の斬新な発想

だと私も思います。しかし、臨時財政対策債について、自公政権の政府、村上総務大臣は、令和7年度の地方財政対策について、地方からは人件費の増加や物価高が見込まれる中、地域のデジタル化、防災・減災対策、地方創生などの重要課題に対応できるよう、一般財源総額を確保してほしいとっております。臨時財政対策債をできる限り抑制してほしいといった御要望も頂いております。これ地方6団体から頂いております。地方6団体自らが、臨時財政対策債をできるだけ抑制してほしいという形をお願いをされております。

なお、地方財政は依然として巨額の借入金残高を抱えており、今後の財源不足に対し一般財源総額については、地方団体が安定的に財政運営できるよう交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る、63.8兆円を確保しております。地方交付税総額については、前年度0.3兆円上回る19.0兆円としたところです。その上で、臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額をゼロにすることができました。これまで償還を先送りしてきた交付税特別会計借入金の償還前倒しも進めることとしております。地方の長期債務残高は、171兆円とまだまだ高い水準でございますが、財政健全化の取組が進んだものと考えております。このようにコメントを出しております。

また、それに同調いたしまして、臨時財政対策債については、地方6団体——全国知事会、そして私たちこの沖縄県議会も入っております全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会は、地方交付税総額については前年度0.3兆円上回る19兆円を確保し、かつ臨時財政対策債は、制度創設以来、初めて新規発行額が計上されていないことに加え、交付税特別会計借入金の償還繰延べ分2.2兆円の償還が計上され、地方財政の健全化が大きく図られている。これらを高く評価するとともに、政府・与党関係者の格別の御高配に深く感謝を申し上げますと、そのように地方6団体は共同声明を出しております。

臨時財政対策債（臨財債）の増減額に関する判断が、自治体の長の予算提案権を侵害するか否かは、法的及び行政的な観点から精査する必要があります。一般的には、地方債の発行には、以下のような手続が必要であります。

地方自治法の規定——地方債の発行は、地方自治法に基づき、自治体の長が予算案を提案し、議会の承認を得る形で進められているのが通常であります。そしてまた、財務省や総務省の同意につきましても、臨時

債のような特定の地方債は、国の同意が必要な場合があります。そして、私たち議会の役割としては、議会は予算案を審議し承認する権限を持っておりますが、長の提案を無視して独自に地方債を発行することは通常認められておりません。

また、臨財債の発行や管理に関する権限は地方自治体の財政運営に大きな影響を与えるため、地方自治体や関連する財政規則に基づいて進められるべきです。具体的には、さらに以下の点が考えられます。

地方自治法との整合性であります。沖縄県議会が臨財債に関する決定を行う際、それが長の予算提案権を侵害するかどうかは、地方自治法上の規定によって判断をされます。手続の透明性——臨財債の増額が適切な手続によって進められているか。特に長の意見が——こちらで言えば、沖縄県知事の意見が、適切に考慮されているかが重要です。そして、影響の範囲がさらに考えられます。その判断が町やそして県も含め他の自治体にどのような財政的影響を与えるか。特に負担が過度ではないかを検討する必要があります。

地方自治法の中でもこのようにうたわれております。読み上げます。

地方自治法第149条「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。」——ここは省略いたします。次の第2項で「予算を調製し、及びこれを執行すること。」。

そして第112条「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。」とされております。

第97条第2項では「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」と書かれております。

さらに、自治省行政局長の通達がございます。「予算の趣旨を損なうような増額修正をすることは、長の発案権の侵害になると解する。」「その判定に当たっては、当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断することが必要。」「なお、このことは、歳入歳出予算だけでなく、継続費、債務負担行為等についても、同様である。」と自治省行政局長通知で出されております。

沖縄県の公債費比率や経常収支比率は、確かに全国の平均ではあります。真ん中ぐらいです。私はいいほうだと言っていると思います。しかし、これは沖縄県

特有の高補助率による国からの財政支援の下での結果であります。臨時財政対策債は、厳密に言えば借金です。財政規律を考えると利払いが生じる借金をしながら積み立てる必要性が見当たりません。ワシントン事務所の見直しや無駄な事業を整理縮小しながら、それから生じる真水——つまり残った予算ですね。これを基金に積み立てて県民サービスにしっかりと対応することが必要であります。

これから県も含め41の市町村——地方自治体は、人口減少、少子高齢化の進行に備えなければなりません。このことは、私たち沖縄県も逃れようがない現実です。長い将来を見据えた持続可能な地域社会を築いていくため、私たち議会も地方財政の健全化に不断に取り組み、そして地域社会を支える基盤を確かなものとする努力が必要であります。

以上のことから、今回の甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」修正案に関しては反対といたします。

議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長 宮里洋史議員。

〔宮里洋史 議員登壇〕

○宮里 洋史 議員 沖縄自民党・無所属の会の宮里洋史です。私はただいま議題となっております甲第19号議案に対する委員会修正案に賛成、修正可決された部分を除く原案に賛成の立場から討論を行います。

私たちは今、沖縄の未来を守るための大切な選択に立っています。物価高に苦しむ家庭、力尽きそうになっている和牛畜産農家、整備が追いつかないインフラ、大雨による災害の不安、そして貧困に苦しむ子どもたち。私たちの身近にある困っている声を見過ごすわけにはいきません。この修正案は、こうした課題に正面から向き合い、今を生きる県民の暮らしを支えるための財源を生み出す提案です。沖縄には、誇れる自然や文化、元気な人々などたくさんの魅力があります。しかし一方で、課題も多く残っています。県議会にいる皆様も地域の声を聞きながら、日々いろいろな提案をしていることと思います。ただ、いつも大きな壁になるのが財源——お金です。

現在、沖縄県は、臨時財政対策債という国が保障している資金を早く返済しているところでございます。この5年間で使えるはずだった金額は685億円、来年度は165億円を調達できる見込みです。それを今必要なところに活用したい。財政運営のバロメーターの一つである実質公債費比率は直近の数値で7.3%、全国5位の低さ、将来負担率は25.9%で、東京都に次ぐ全

国2位の低さとどまっております。財政的には無理のない範囲であり、増える県債も全体の僅か1%。しかもこのお金は、将来の税収として地域に返ってくる可能性が高い、未来への投資です。一部では知事の権限を越えているのではないかという御意見もあります。しかし地方自治法には、議会にも予算を修正する権限が認められています。そして最終的にこの修正案をどう扱うか、それは、知事の決断に委ねられます。

知事がこの提案をどう受け止め、どう行動するのか。それは、今の沖縄にとって極めて重要な判断であり、県民の未来を左右することになります。

この修正案は、年度予算のこの時期にしか提出できない、まさに一度きりのチャンスです。与党・野党という立場を超えて、力を合わせて沖縄の未来を切り開いていきましょう。

どうか皆様、県民の暮らしを守るためのこの提案に、心を合わせてください。そして、知事にもこの声が届き、県民のための英断が下されることを心から願っております。共に沖縄のあしたをつくっていきましょう。

よろしくお願い申し上げます、私の賛成討論いたします。

よろしくお願いします。

○中川京貴 議長 次呂久成崇議員。

〔次呂久成崇 議員登壇〕

○次呂久 成崇 議員 おきなわ新風の次呂久成崇です。

私は、甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」委員会修正案に反対し、原案に賛成の立場から討論をいたします。

まず、本県の財政調整基金ですが、令和7年度予算案原案においては71億円、前年度と同規模の計上となっています。昨年度は、年度途中で物価高に対する大規模な生活支援や北部豪雨災害など緊急な対応が求められましたが、財政調整基金を適切に繰り出し速やかな補正予算で対応することができました。残高不足は生じておりません。今般の委員会修正案はその提案理由において、後年度における事業費の財源確保を目的として、58億円を財政調整基金に積み立てるとされていますが、使途不明、具体的事業が定まらない中、財源をより多めに確保することを目的とする予算計上は、地方自治法が規定する本来の財政規律を損なうものです。地方債は、県の借金であり当然利子負担が伴います。提案のように、借換債58億円を増額した場合、直近の市場公募債の利率で試算すると、約5億円もの利子負担が生じることになります。昨今の金利の

動きを見れば、さらなる金利上昇も十分に想定され、利子負担は恐らくそれ以上になるかもしれません。地方自治法第2条は、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を上げるよう規定されていますが、この修正案ではその経費の妥当性さえ確認できないまま将来にわたる借金が上乗せされ、県民に負担を強要することになります。そもそも臨時財政対策債は、国の財源不足を補うために地方公共団体が借金し発行年度の財政需要に対応するものです。財源が足りているときに、さらに借金をすることをよしとする性質ではありません。借換え可能額も毎年度変動するため、これらを不安定に積み重ねながら後年度に継続する事業の財源とすることはあまりにも危険です。このような取扱いを積み重ねれば次第に財政を圧迫し、必要となる財源を失わせる可能性もあります。ましてや、実質公債費比率や将来負担比率が他の都道府県より低いから、もっと多く借金をしていいという論理にもくみするわけにはいきません。本県財政が健全に保たれてきた背景には、高率補助など沖縄振興制度に基づく様々な制度を活用し、財政需要に適切に対応してきた歴代県政の努力がありますが、自主財源の乏しさなど脆弱な財政構造はなおも本県が抱える課題であり、引き続き将来の負担を減らしつつ、健全な財政運営に努める必要があることは言うまでもありません。

以上、指摘したこれらの懸念を踏まえると、適切な公債管理を含む中長期の財政運営に関わる予算を議会側が一方的に修正することは、その権限を超える可能性があります。もしや同修正案が知事の予算提案権の侵害、予算執行権の侵害に当たる事態となれば、瑕疵ある議決として将来に禍根を残すことにもなりかねません。よって、甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」委員会修正案に反対を表明し、原案に賛成する討論といたします。

議員各位におかれましては、将来世代の負担を安易に先送りすることのないよう、健全な財政運営に資するよう賢明かつ慎重な判断をお願いいたします。

○中川京貴 議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時5分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

これより甲第1号議案から甲第24号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第1号議案を採決いたします。

まず、甲第1号議案に対する上原快佐議員外17人から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

上原快佐議員外17人から提出された修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長 起立少数であります。

よって、上原快佐議員外17人から提出された修正案は、否決されました。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時7分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

次に、甲第1号議案に対する委員長の報告は修正議決でありますので、まず甲第1号議案に係る委員会の修正案のワシントン駐在員活動事業費に関連する修正部分について採決いたします。

この採決については、座波一議員外20人から及び米須清一郎議員外17人から記名投票によらねたいとの要求がありますので記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○中川京貴 議長 投票札を配付いたします。

〔投票札配布〕

○中川京貴 議長 投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 配付漏れなしと認めます。

ただいまの出席議員数は、議長を除き45人です。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に

1番 瑞 慶 覧 長 風 議員 及び

7番 宮 里 洋 史 議員

を指名いたします。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○中川京貴 議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、棄権者は否と取扱います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○中川京貴 議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

瑞慶覧長風議員及び宮里洋史議員、立会いを願います。

〔開票〕

〔立会人点検〕

○中川京貴 議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 45票

白票 27票

青票 18票

以上のとおり、白票が多数であります。

よって、委員会の修正案のワシントン駐在員活動事業費に関連する修正部分は可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔ワシントン駐在員活動事業費に関連する修正部分の甲第1号議案の記名投票の結果 巻末に掲載〕

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時25分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

次に、甲第1号議案に係る委員会の修正案の公債費減額、財政調整基金積立金増額に関連する修正部分について採決いたします。

この採決については、米須清一郎議員外17人から記名投票によらねたいとの要求がありますので記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○中川京貴 議長 投票札を配付いたします。

〔投票札配布〕

○中川京貴 議長 投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 配付漏れなしと認めます。

ただいまの出席議員数は、議長を除き45人です。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に

1番 瑞 慶 覧 長 風 議員 及び

7番 宮 里 洋 史 議員

を指名いたします。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○中川京貴 議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、棄権者は否と取扱います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○中川京貴 議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

瑞慶覧長風議員及び宮里洋史議員、立会いを願います

〔開票〕

〔立会人点検〕

○中川京貴 議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 45票

白票 25票

青票 20票

以上のとおり、白票が多数であります。

よって、委員会の修正案の公債費減額、財政調整基金積立金増額に関連する修正部分は可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

〔公債費減額、財政調整基金積立金増額に関連する修正部分の甲第1号議案の記名投票の結果 巻末に掲載〕

○中川京貴 議長 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、修正部分を除く、原案は可決されました。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時41分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

次に、甲第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正議決でありますので、まず、委員会の修正案について採決いたします。

この採決については、米須清一郎議員外17人から記名投票によらねたいとの要求がありますので記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○中川京貴 議長 投票札を配付いたします。

〔投票札配布〕

○中川京貴 議長 投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 配付漏れなしと認めます。

ただいまの出席議員数は、議長を除き45人であります。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に

1番 瑞慶覧長風議員及び

7番 宮里洋史議員

を指名いたします。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○中川京貴 議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、棄権者は否と取扱います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○中川京貴 議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

瑞慶覧長風議員及び宮里洋史議員、立会いを願います。

〔開票〕

〔立会人点検〕

○中川京貴 議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 45票

白票 25票

青票 20票

以上のとおり、白票が多数であります。

よって、委員会の修正案は、可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔甲第19号議案の記名投票の結果 巻末に掲載〕

○中川京貴 議長 次に、ただいま議決されました部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、修正部分を除く原案は、可決されました。

○中川京貴 議長 次に、甲第2号議案から甲第18号議案まで、甲第20号議案から甲第24号議案までの22件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案22件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第18号議案まで、甲第20号議案から甲第24号議案までは、原案のとおり可決されました。

○中川京貴 議長 今後の議会对応を検討するため、暫時休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後6時51分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

この際、申し上げます。

先ほど知事から、甲第1号議案「令和7年度 沖縄県一般会計予算」及び甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」について、地方自治法第176条第4項の規定により再議に付する旨の文書が提出されました。

休憩前に引き続き議事を進行いたします。

○中川京貴 議長 日程第12 ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和7年度の調査経費に関する件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

座波 一議員。

〔ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和7年度の調査経費に関する動議 巻末に掲載〕

〔座波 一 議員登壇〕

○座波 一 議員 ただいま議題となりました「ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和7年度の調査経費に関する件」につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

ワシントン駐在問題調査特別委員会におきましては、令和6年第4回議会（11月定例会）の最終本会議において委員会が設置された後、本日まで計10回の委員会を開催し、池田副知事及び溜知事公室長から説明を聴取したほか、平安山初代沖縄県ワシントン事務所長ほか6名を参考人として招致するなど鋭意調査を行っており、今後も引き続き参考人招致等の調査を進めていく必要があります。

さて、本委員会の調査経費につきましては、令和6年度が終了することに伴い、新たに令和7年度の予算において参考人招致等に要する調査経費が必要となります。

地方自治法第100条第11項には「議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。」と定められております。今後、委員会においてさらなる調査を進めていくためには、調査経費の議決が必要となることから、今回、新たに170万円を提案いたします。

なお、百条委員会の調査経費につきましては、上限額を定めることとなっているため、今回は今後の調査に支障を来さないよう、余裕をもった額としております。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○中川京貴 議長 これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております「ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和7年度の調査経費に関する件」については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（以降、再議の件まで省略）

〔小渡良太郎 米軍基地関係特別委員長登壇〕

○小渡良太郎 米軍基地関係特別委員長 ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○中川京貴 議長 休憩いたします

午後7時13分休憩

午後7時14分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

先ほど、知事から甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算」及び甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」を再議に付する旨の文書が提出されましたので、甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算の再議の件」及び甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算の再議の件」を一括して日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算の再議の件」及び甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算の再議の件」を一括して日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○中川京貴 議長 甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算の再議の件」及び甲第19号議案「令和

7年度沖縄県公債管理特別会計予算の再議の件」について知事から再議に付する理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔「甲第1号議案 令和7年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」に対する再議書 巻末に掲載〕

〔玉城デニー 知事登壇〕

○玉城デニー 知事 甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算」及び甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議について、その概要及び理由を御説明申し上げます。

本日の会議における甲第1号議案及び甲第19号議案に係る修正議決については、議会の議決がその権限を超え、または法令に違反すると認めるため、地方自治法第176条第4項の規定に基づき、再議に付したものであります。

議会は、同法第97条第2項に基づき、予算を増額修正できることとされておりますが、同項ただし書において、「普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」とされております。

これは、長が提案した予算の趣旨を損なうような増額修正を行うことが長の発案権の侵害になると解されております。

令和7年度の沖縄県一般会計予算案は、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論、検討を行った上で必要な事業に対して所要額を精査し、沖縄県公債管理特別会計予算案を含め、適切な財源を確保し編成したところです。

その財源の一つである県債の借換えについても金利の動向や将来の財政状況を見極めながら慎重に判断しました。

しかし、当該修正議決は、具体的な事業の必要性、金額の精査、今後の財政に与える影響などについて十分な議論がないまま、財源確保を目的に地方債を増額しており、これに伴い後年度の利子負担が数億円程度増加するものと試算され、これらは、長の提案した予算の趣旨を損なうものであります。

そのため、当該議決が同法第97条第2項ただし書に抵触することから、同法第176条第4項の規定に基づき、再議に付したものであります。

以上、甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算」及び甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議について、その概要及び理由を御

説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○中川京貴 議長 知事の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 質疑なしと認めます。

これをもって 質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後7時19分休憩

午後7時19分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案の再議の件及び甲第19号議案の再議の件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、両再議の件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長 これより甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算の再議の件」及び甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算の再議の件」の採決に入ります。

議題のうち、まず甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算の再議の件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件をさきの議決のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長 起立多数であります。

よって、甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算の再議の件」は、さきの議決のとおり決することは可決されました。

○中川京貴 議長 次に、甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算の再議の件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件をさきの議決のとおり決することに賛成の議員

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長 起立多数であります。

よって、甲第19号議案「令和7年度沖縄県公債管理特別予算の再議の件」は、さきの議決のとおり決することは可決されました。

○中川京貴 議長 日程第20 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○中川京貴 議長 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○中川京貴 議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第1回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後7時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 中 川 京 貴

会議録署名議員 新 垣 善 之

会議録署名議員 平 良 識 子

令和7年3月27日

沖縄県議会議長

中 川 京 貴 殿

予算特別委員長

又 吉 清 義

委 員 会 審 査 報 告 書（予算）

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

記

議 案 番 号	議 案 名	議 決 の 結 果
甲 第 1 号	令和7年度沖縄県一般会計予算	多 数 修 正 議 決 (修正案別紙1、2)
甲 第 2 号	令和7年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 3 号	令和7年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 4 号	令和7年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 5 号	令和7年度沖縄県下地島空港特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 6 号	令和7年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 7 号	令和7年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 8 号	令和7年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決

議 案 番 号	議 案 名	議 決 の 結 果
甲 第 9 号	令和7年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 10 号	令和7年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 11 号	令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 12 号	令和7年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 13 号	令和7年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 14 号	令和7年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 15 号	令和7年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 16 号	令和7年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 17 号	令和7年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 18 号	令和7年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 19 号	令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算	多 数 修 正 議 決 (修正案別紙3)
甲 第 20 号	令和7年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 21 号	令和7年度沖縄県病院事業会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 22 号	令和7年度沖縄県水道事業会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 23 号	令和7年度沖縄県工業用水道事業会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 24 号	令和7年度沖縄県流域下水道事業会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決

(別紙)

甲第 1 号議案「令和 7 年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案

令和 7 年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 出		
款	項	金 額
2 総 務 費		82,556,963 千円
	1 総 務 管 理 費	36,376,414
14 予 備 費		539,343 千円
	1 予 備 費	539,343

(別紙)

甲第 1 号議案「令和 7 年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案

令和 7 年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 出		
款	項	金 額
12 公 債 費		57,154,720 千円
	1 公 債 費	57,154,720
13 諸 支 出 金		94,775,471 千円
	5 財政調整基金積立金	5,841,416

(別紙)

甲第 19 号議案「令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算」に対する修正案

令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中第 1 表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		57,119,299 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	57,119,299
2 県 債		23,100,000 千円
	1 県 債	23,100,000

第 2 条中第 2 表地方債の一部を次のように改める。

第 2 表 地方債	
起 債 の 目 的	限 度 額
借 換 債	23,100,000 千円
合 計	23,100,000

甲第 1 号議案 令和 7 年度沖縄県一般会計予算（委員会修正案）

（公債費減額、財政調整基金積立金増額に関連する修正部分）

可とする議員の氏名（25人）

高	橋	真	議員
宮	里	洋史	議員
徳	田	将仁	議員
新	里	治利	議員
新	垣	善之	議員
新	里	匠	議員
松	下	美智子	議員
喜屋武		力	議員
大	屋	政善	議員
小	渡	良太郎	議員
新	垣	淑豊	議員
比	嘉	忍	議員
糸	数	昌洋	議員
仲	里	全孝	議員
仲	村	家治	議員
下	地	康教	議員
新	垣	新	議員
島	尻	忠明	議員
大	浜	一郎	議員
上	原	章	議員
座	波	一	議員
西	銘	啓史郎	議員
又	吉	清義	議員
呉	屋	宏	議員
島	袋	大	議員

否とする議員の氏名（20人）

瑞慶覧	長	風	議員
瀬	長	美佐雄	議員
喜友名	智	子	議員
大	田	守	議員
平	良	識子	議員
比	嘉	瑞己	議員
次呂久	成	崇	議員
米	須	清一郎	議員
幸	喜	愛	議員
當	間	盛夫	議員
当	山	勝利	議員
西	銘	純恵	議員
新	垣	光栄	議員
上	原	快佐	議員
玉	城	健一郎	議員
山	里	将雄	議員
渡久地		修	議員
仲	村	未央	議員
仲宗根		悟	議員
山	内	末子	議員

甲第19号議案 令和7年度沖縄県公債管理特別会計（委員会修正案）

可とする議員の氏名（25人）

高	橋	真	議員
宮	里	洋史	議員
徳	田	将仁	議員
新	里	治利	議員
新	垣	善之	議員
新	里	匠	議員
松	下	美智子	議員
喜屋武		力	議員
大	屋	政善	議員
小	渡	良太郎	議員
新	垣	淑豊	議員
比	嘉	忍	議員
糸	数	昌洋	議員
仲	里	全孝	議員
仲	村	家治	議員
下	地	康教	議員
新	垣	新	議員
島	尻	忠明	議員
大	浜	一郎	議員
上	原	章	議員
座	波	一	議員
西	銘	啓史郎	議員
又	吉	清義	議員
呉	屋	宏	議員
島	袋	大	議員

否とする議員の氏名（20人）

瑞慶覧	長	風	議員
瀬	長	美佐雄	議員
喜友名	智	子	議員
大	田	守	議員
平	良	識子	議員
比	嘉	瑞己	議員
次呂久	成	崇	議員
米	須	清一郎	議員
幸	喜	愛	議員
當	間	盛夫	議員
当	山	勝利	議員
西	銘	純恵	議員
新	垣	光栄	議員
上	原	快佐	議員
玉	城	健一郎	議員
山	里	将雄	議員
渡久地		修	議員
仲	村	未央	議員
仲宗根		悟	議員
山	内	末子	議員

令和 7 年第 1 回議会（定例会）

議案等に対する議員の賛否の状況

「○」：賛成 「×」：反対 「欠」：欠席 「除」：除斥 「退」：退場の意思表示をした上で退場 「－」：議場に不在

※議長（副議長が議長にかわる場合も含む）は、過半数議決の場合、議決に加わる権利（表決権）はなく、可否同数の場合に決定する権利（裁決権）があります。特別多数議決で法定されたものは議長（副議長）にも表決権があります。

定数48人（現員47人）

件名	議決月日	議決結果	備考	出席者数	表決者数	賛成者数	反対者数	沖縄自民党・無所属の会																		ていーだ平和ネット					おきなわ新風				公明党				日本共産党 沖縄県議団				社大党			維新の会		
								宮里 洋史	徳田 将仁	新里 治利	新垣 善之	新里 匠	喜屋武 力	大屋 政善	小渡良 太郎	新垣 淑豊	比嘉 忍	仲里 全孝	仲村 家治	下地 康教	新垣 新	島尻 忠明	大浜 一郎	座波 一	西銘啓 史郎	又吉 清義	呉屋 宏	島袋 大	中川 京貴	儀保 唯	米須清 一郎	幸喜 愛	上原 快佐	玉城健 一郎	山里 将雄	山内 末子	喜友名 智子	次呂久 成崇	新垣 光栄	仲村 未央	仲宗根 悟	高橋 真	松下美 智子	糸数 昌洋	上原 章	瀬長美 佐雄	比嘉 瑞己	西銘 純恵
	令和7年度沖縄県一般会計予算の再議の件	3/28	さきの議決の とおり決定	多数	46	45	25	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	欠	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算の再議の件	3/28	さきの議決の とおり決定	多数	46	45	25	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	欠	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

令和 7 年第 3 回沖縄県議会（臨時会）5 月 16 日 会議録（未定稿）

反訳者 沖縄県議会事務局議事課記録班

○中川京貴 議長 日程第 3 議員提出議案第 1 号 地方自治法第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法第 29 条第 2 項の規定に基づく弁明書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

宮里洋史議員。

〔議員提出議案第 1 号 巻末に掲載〕

〔宮里洋史 議員登壇〕

○宮里 洋史 議員 皆さん、おはようございます。

沖縄自民党・無所属の会の宮里洋史です。

私はただいま議題となりました議員提出議案第 1 号「地方自治法第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法第 29 条第 2 項の規定に基づく弁明書」について、提出者を代表し、概要及び提案の理由を説明いたします。

本案は、令和 7 年 4 月 14 日付総財第 34 号で沖縄県知事から総務大臣宛て提出された審査申立書に関し、地方自治法第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法第 29 条第 2 項の規定に基づき同年 5 月 8 日付文書で代表自治紛争処理委員から弁明書の提出を求められたことから、同規定により弁明書を提出するためのものです。

次に、本案の概要を説明するのですが、内容が多岐にわたりますので、ポイントを絞って御説明をいたしますので、詳細は案文を御参照願います。

まず、去る令和 7 年 2 月議会において、令和 7 年度沖縄県一般会計予算及び令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算に関して、借換債を 58 億円増額し、財政調整基金に積み立てる修正案が提出され、議会として予算を修正議決したことに対し、知事から地方自治法第 176 条第 4 項に基づき再議書が提出されましたが、議会においてさきの議決のとおり決しました。以下の説明において、この議決を本件議決と呼ぶことといたします。

これに対し、知事は本件議決が知事の予算編成権を侵すものであり、議会の議決がその権限を超えまたは法令に違反するとして、総務大臣に審査申立てを行いました。

本案は、地方自治法第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法第 29 条第 2 項の規定に基づく弁明書であり、審査申立てに対して議会としての見解を明らかにするものであり、知事の主張に対し項目ごとに争うもの、争わないものを示しております。

基本的に、法令や通知の引用、事実関係に関しましては争わないこととし、本件議決に関する知事の認識や法令の解釈適用等、本件議決の趣旨を否定する見解に対しては、争うこととしております。

そして結論において、本件議決については予算の趣旨を損なう増額修正に当たらないことは明らかであって、長の予算の提出権限を侵すものではなく、地方自治法第 97 条第 2 項により認められた議会の予算修正権の範囲を超えるものではなく、本件議決は適法になされたものであって、申立人の主張はその理由を欠くものであり、本件申立ては棄却されるべきものである、としております。

次に、本件弁明書における主たる見解を申し述べます。

弁明書の1ページ、第3の1、「第2の1(1)エ」についてであります。

知事は審査申立書において、「地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」において、「予算については長に提案権が専属していることから、議会による予算修正権の拡大については慎重に検討していくべきである。」とあり、議会の修正権は厳格に解されている。」と主張しております。

しかしながら、申立人が引用する地方制度調査会の答申については、地方自治法改正に関して将来に向けた意見であって、答申当時に存在していた地方自治法第97条第2項の解釈及び運用について述べたものではないことは明らかであって、申立人の主張は失当であります。

次に同じく弁明書1ページ、第3の2(1)及び(2)、「第2の2(1)イ」及び「第2の2(1)ウ」についてであります。

知事は審査申立書において、「借換債は、年度ごとに発行可能額が異なり、恒常的な財源としては安定しないため、後年度に継続する事業の財源とするには課題がある。」、「本件議決は、「本来、事業に充てることのできるキャッシュをみすみす取り逃している」とのことで、借換債を増額し、財政調整基金に積み立てるものとなっているが、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やす手法であり、修正の必要性・相当性を欠いている。」と主張しております。

しかしながら、借換債を後年度に継続する事業の財源とするかどうかは、まさに長の判断に委ねられているのであって、本件議決は特定の事務事業の財源に充当せよという内容ではありません。後年度の財政運営も考慮しつつ、長において適切な予算措置を行うために、財政調整基金へ積み立てるという趣旨でございます。

また、具体的な事業の必要性や所要額の議論は予算編成権を有する長が行うべきであって、こうした議論を反映させて個別具体の事務事業の財源を修正することこそ、長の予算編成権を侵すことにつながるものであり、したがって、議会としては本件議決において後年度の財源として活用可能な財政調整基金への積立てを行うこととしたものであります。

次に同じく弁明書1ページから2ページ、第3の2(3)及び(4)、「第2の2(1)オ」及び「第2の2(1)カ」についてであります。

知事は審査申立書において、「借換可能額266億円のうち、臨時財政対策債に相当する部分は165億円である。原案の173億円を臨時財政対策債とそれ以外の県債との借換可能額の比率で按分して推計した額107億円と、165億円との差額58億円が増額された。しかし、借換債の内訳（臨時財政対策債とそれ以外）については、金融機関との交渉の結果、借換時に決まるものであり、臨時財政対策債相当額として算出した推計は、合理性を欠いている。」、「常任委員会の審査の過程で生じた疑義について、改めて質疑を行う令和7年3月18日の予算特別委員会の総括質疑では取りあげられることなく、同月25日の予算特別委員会の採決に先立ち修正案が提出された。以上のことから、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出したとは言い難い。」と主張しております。

しかしながら、本件議決の趣旨は、一般財源に相当する臨時財政対策債を優先的に借り換えるよう求めるものであって、借入金融機関との交渉においてもこうした観点を期待するものであります。しかしながら、原案の173億円を積算するに当たって、臨時財政対策債

を何割程度借り換える考えを持っているかについては、執行部は明確な答弁を行っておらず、執行部の議会に対する説明不足は否めません。したがって、予算審議の過程において173億円の積算根拠自体に合理性を見いだすことはできなかったわけであり、こうした経緯から、案分によって相当額を算出するという方法を行ったのであり、積算方法として合理性や相当性を欠くものではありません。

また、臨時財政対策債の借換えについては、これまで幾度となく議会と長との間で議論が交わされてきたことは事実であり、総括質疑において取り上げられなかった一事をもって調整がなされなかったと指摘することは失当であります。事実、令和7年2月定例会中、本会議や委員会の場以外で、財政課担当者や総務部長との間で、沖縄自民党・無所属の会派は、少なくとも2回は意見交換を行いました。その際、こうした財源の活用方法についても検討していきたいとの発言も執行部側からあり、こうした一連の経緯を踏まえて本件議決に至ったものであります。申立人の主張はこうした事実経過を無視するものであります。

次に同じく弁明書2ページ、第3の4(2)、「第2の2(3)エ」についてであります。

知事は審査申立書において、「原案における財政調整基金残高約71億円は、前年度と同規模となっている。令和6年度においても様々な補正予算に対し、残高が不足することなく適切に措置していることから、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できるものと考えており、地方債を増やしてまで財政調整基金を積み増す理由に欠ける。」と主張しております。

しかしながら、財政調整基金については、近年多発する災害対策や公共施設の維持・更新等、これまで以上に一定の規模を確保していく必要性が高まってきているのでありまして、こうした対応への財源を確保しつつ、これまで財源不足を理由に手当てできなかった事務事業の財源を見いだすという本件議決の趣旨を申立人は考慮しておりません。

次に同じく弁明書2ページから3ページ、第3の5(1)、「第2の2(4)イ」についてであります。

知事は審査申立書において、「これまで、歳入不足を補う地方債である臨時財政対策債の借換えについては、必要な事業の財源を確保した上で、一部を繰上償還し将来の県民の利子負担の軽減を図りつつ、健全な財政運営を行ってきた。」と主張しております。

しかしながら、沖縄県は臨時財政対策債の制度創設以来、毎年度発行可能額満額の借入れを行っております。そして平成22年度頃から恒常的に借換え予定債の一部を繰上償還することによって、当該年度の当初予算編成時における収支差をコントロールする手法を取り入れております。しかしながら、そもそも一旦借入れを行うことによって、5年ないし10年の利払いが発生しており、明確に県民負担が生じているのであります。収支差を調整する必要があるのであれば、一般財源である臨時財政対策債の発行を一部取りやめるというのが、借換え時点までの利払いが発生しないという点で合理的であり、申立人の主張する健全な財政運営がなされてきたのかについては、疑問があります。

次に、同じく弁明書3ページ、第3の5(2)及び(3)、「第2の2(4)エ及びオ」についてであります。

知事は審査申立書において、「県債の借換えは、将来の財政需要や将来世代への負担などを熟慮して実施しており、本件議決により、直近の金利で試算すると約5億円の負担増

となり、昨今の金利上昇傾向を踏まえると、今後更なる利子負担の増が見込まれる。」、「地方財政法第4条の2で「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようしなければならない。」と規定されており、当該条項は、長期的視野における地方公共団体の財政運営に関する基本原則を定めている。本件議決は、この原則を否定するものである。」と主張しております。

しかしながら、後年度の利息負担が約5億円増えることから将来負担を何ら考慮していないという申立人の主張については、基金に積み立てられた58億円のうち5億円を利払いに充て、残りの53億円をほかの必要な事務事業の財源として確保することができるという視点に欠けており、合理性のない主張であります。

また、修正案の提案理由説明にもあるとおり、実質公債費比率や将来負担比率という中長期的な財政指標への影響も加味した上で本件議決はなされており、地方財政法第4条の2に反するという申立人の主張は当たらないものであります。

最後になりますが、弁明書4ページ、第3の6(3)、「第2の2(5)エ」についてであります。

知事は審査申立書において、「将来の世代への財政負担を含めた財政運営は、最終的に知事が責任を負うことになる。そのため、原案については、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で編成している。本件議決が認められることになれば、後年度の財政負担の責任が不明確になる。」と主張しております。

しかしながら、議会を構成する議員は、それぞれの選出選挙区を中心に、日頃から多くの有権者や各種団体からの要請・陳情を受け、行政に対し取組を促す役割を果たしております。こうした取組が長の予算編成過程において取り込まれることもあれば、そうでない場合もあり得る実情はありますが、議会における予算審議を通じて、こうした要請・陳情を踏まえた編成がなされているかを議論することが議会に求められている重要な機能の一つであることを鑑みれば、執行部内における予算編成過程に議会が関与していないという事実をもって、議会による予算の増額修正が後年度の財政負担の責任を不明確とするという指摘を行うことは、すなわち地方自治法第97条第2項に定める議会の予算修正権を否定するものであって、全くもって許し難い見解であります。

以上が本弁明書における主たる見解となります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由説明を終わります。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長 これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長 これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

喜友名智子議員。

〔喜友名智子 議員登壇〕

○喜友名 智子 議員 おきなわ新風の喜友名智子です。

財源を求めるためのこの提案、非常に有益な議論であり、賛成したいと申し上げたいところではありますけれども、やはり疑義が残ります。

私は、議員提出議案第1号「地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づく弁明書」について、反対の立場で討論をいたします。

我が会派は今年2月定例会で次呂久成崇議員が、令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算委員会修正案に反対する討論を行いました。その理由として、具体的事業が定まらない中、財源をより多めに確保することを目的とする予算計上は、地方自治法が規定する本来の財政規律を損なうものであるということを主張しております。また、そもそも臨時財政対策債は国の財源不足を補うために地方公共団体が借金し発行年度の財政需要に対応するもので、財源が足りているときにさらに借金をすることをよしとする性質ではありませんと述べ、さらに適切な公債管理を含む中長期の財政運営に関わる予算を議会側が一方的に修正することは、その権限を越える可能性があると訴えました。

また、会派・維新の会の大田守議員からはこう述べられております。2001年から導入された臨時財政対策債制度が地方交付税の原資が景気や消費の動向によって変動しやすいという欠点に対処するためだったこと。元利償還金全額が後の年度の地方交付税の代替財源とみなされていることを確認しながらも、臨時と名がつく財源がいつまで続くのか不透明なこと、地方交付税の中身はそもそも財政需要基準で計算されるために元利償還金がそのまま含まれるか不明であるとの指摘がありました。そして、臨時財政対策債については、村上総務大臣が令和7年度の地方財政対策について、地方からは（中略）一般財源総額を確保してほしい、臨財債をできる限り抑制してほしいという地方からの要望があったことが紹介され、令和6年12月25日の村上総務大臣の予算折衝・地方財政対策関係記者会見ではこう述べられております。「令和7年度の地方財政対策においては、制度創設後、初めて、臨時財政対策債がゼロとなりました。」、「自治体からも長年にわたり強い要請があったものであり、非常に望ましいことである」ということが総務省の見解であると理解しております。

以上の反対討論を振り返りまして、沖縄自民党・無所属の会が提出しました議員提出議案第1号の弁明書に対し、以下を申し上げます。

1点目、借換債の発行が将来の財政負担につながるのかという点についてです。

知事の申立書、そして弁明書でも数字を用いて議論をされておりました。これについて数字の詳細を試算するデータを持っておりませんので控えますけれども、弁明書の第3の

3では、「本件議決によって増える残高見込みは、(中略)県債残高に占める割合は1%以下であり、過大な規模という主張には理由がない」と述べております。約1%の挑戦、一議員として新たな試みとして非常に面白いと思います。私もコロナ禍の時期、県が予算の捻出に苦慮していた時期に、緊急事態の中、地方債で建設予算をカバーし、その分を生活支援や学校支援に充てる予算編成があってもいいのではないかとすることを提案しました。残念ながら制度のハードルが高く実現には至りませんでしたけれども、今回の借換債の議論で、県民生活のために財源を追求する姿勢は提案者とも共有しているということはお伝えしたいと思います。しかしながら、借換債はその本質が借金を返すための借金であり、地方財政法では原則として地方債の借換えは禁止とされております。特例として、償還年度が到来した地方債の元利償還に充てること、また、財政健全化計画などの下で地方財政の健全化に資すると認められる場合の条件では認められると認識をしております。しかし、今回の弁明書ではこれらの特例に当たる理由を強調しているとは読み取れません。

弁明書第3の2(1)において、「借換債を後年度に(中略)長において適切な予算措置を行なうために、財政調整基金へ積み立てる」と述べておられます。これについては、借換債の性質を逸脱して財政調整基金の積立てに用いることは、財政の健全性の観点から慎重であるべきと考えます。短期的視点のみでなく、中長期的な見通しの観点から知事の申立てはもっともであると思います。例えば今後、沖縄県の行財政改革プラン——現在は第9次の施行中でしょうか。この中に財政健全化にリスクなき借換債の活用などと記載をし、県に計画化、試算を求めるなどがより建設的な議論につながるのではないのでしょうか。

また、県知事の予算編成権と議会の修正権について考えますと、首長の財源戦略に介入する、これが是か非かという議論はやはりいまだ不可欠であります。地方自治の執行機関と議決機関の役割分担に関して、我々沖縄県議会としてどのような議論と慣例を積み重ねていくのか、この議論も引き続き必要だと考えております。

2点目、その議会での議論の熟度です。

弁明書第3の2(4)において、議論を十分に行ってきた説明としてこうあります。令和7年2月定例会中、本会議や委員会の場合以外で、財政課担当者や総務部長と沖縄自民党・無所属の会会派として、少なくとも2回は意見交換を行ったこと、その際、こうした財源——借換債のことを言っていると思いますが、こうした財源の活用方法についても検討していきたいとの発言が執行部からもあったと述べております。

しかしながら、これはここにおられる県議会議員全員、全会派、議会を巻き込んだ熟度ある議論をしたとみなされるものでしょうか。県議会議員の一人として、県予算を増やし、県民の福祉向上、沖縄の発展につなげたいとの考えは同じです。しかし、その手法として借換債が果たして今最優先されるべきことなのか、県議会全体で議論が熟したと言える状況にはいまだないと訴えます。結果、県知事から県議会の決定に不服だと申立てが行われているのが今の段階であります。

3点目、沖縄県議会が臨財債借換え修正案を可決したことについて、総務大臣・総務省からあった、ゼロとなった臨財債の結果は非常に望ましいと表明した方針との整合性をどう考えればよいのか。議案提案者は、県がやってみないと分からない。まずはやってみようという意欲がおありなのかもしれません。その意欲、非常に素晴らしいと思います。しかしながら私は、県に対してこのような類いの財源を求める労力を一般財源の確保に優先

して充ててほしいと考えるものです。

もう一点、弁明書の第3の2(2)、「議会としては本件議決において後年度の財源として活用可能な財政調整基金への積立てを行うこととしたものである。」とあります。しかし、これに対してのももとの知事からの審査申立書にはこうあります。「後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やす手法であり、修正の必要性・相当性を欠いている。」この点、議論がかみ合っているのか、私には読み取ることができませんでした。

こういった内容の弁明書、非常に多岐にわたりますので、私なりにポイントを絞って反対の弁を申し上げました。

今回の弁明の趣旨である知事からの審査申立てについては、これを棄却するとの採決を求めることに反対をし、知事から行われた審査申立書の趣旨である本件議決を取り消す裁定を求めることに賛成の意を述べ、討論いたします。

議員各位におかれましては、中長期的な健全な財政運営に資する慎重な判断をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長 徳田将仁議員。

〔徳田将仁 議員登壇〕

○徳田 将仁 議員 沖縄自民党・無所属の会を代表いたしまして、ただいま議題となりました議員提出議案第1号について、賛成の立場から討論を行います。

まず、冒頭に申し上げたいのは、この議案に対して我々自民党会派は、断じて越権行為ではない、むしろ県議会議員としての責任であると強く申し上げておきます。

今私たちは、沖縄の未来を守るために、決して見過ごすことのできない課題と正面から向き合おうとしております。物価高にあえぐ家庭、そして危機的な状況にある和牛畜産、手つかずの道路整備、災害に脆弱な県土、インフラ、そして未来を担う子どもたちの貧困、この現実を前にして私たちは黙って立ち尽くすわけにはいかないんです。だからこそ、さきの2月議会において、我々は沖縄自民党・無所属の会として県民の暮らしを支えるための財源を確保する予算修正案を提出しました。これはすぐに返済する必要のない国の支援——臨時財政対策債を活用し、県民の今を支え、そして未来へとつなげるための提案であります。この判断は、財政的にも無理がなく、新たな借入れは全体の僅か1%に満たない水準であります。しかも、その使い道は、人の命と暮らしを守ること。これ以上に正当な投資がありますか。これは浪費では全くありません。未来の沖縄への責任ある投資だと思っております。

一部には、議会の権限を越えているのではないかという指摘もあります。しかしそれは、明確に誤解であります。地方自治法第218条及び第96条は、地方議会に予算の修正権限を認めております。これは議会に与えられた正当な権限であり、民主主義の根幹をなす制度であります。私たちは、この法に基づいて県民の声を代弁し、正当に修正案を提出いたしました。つまり、この提案は、越権などではなく、議会に課せられた責任の遂行そのものであるのです。そして、その修正案を最終的に受け止めるのは、知事であります。今、知事に問われているのは、権限の大小ではありません。県民の声に応える覚悟があるかどうかであります。この修正案は、予算編成期のこの時期にしか出せない、まさに一度きりのチャンスなのであります。私たちは、与党・野党という立場を超えて、県民の暮らしを守

りたいという点で一致しておと思っています。

今、全国的に米の価格の高騰、特に沖縄は5キロ5000円という最も影響が大きい県であります。また、和牛畜産農家への緊急支援、これも昨年我々は補正予算審議で附帯決議を行いました。

先ほど宮里議員の提案理由説明にもありましたけれども、こうした当初予算編成時に予見できない突発的かつ緊急性のある事象に迅速に対応するためにも財政調整基金を積み増す理由は大いに肯定されなければいけない。にもかかわらず、申立人である知事は、基金は71億で十分などという全く理解も共感も得られない、県民の幸せを顧みようとしない主張を展開しているのであります。

どうか沖縄県民の全ての方々に訴えます。

この提案は、あなたの暮らし、そしてあなたの家族、そしてあなたの未来を守るためのものであります。

そして、知事に申し上げたい。

県民の声に応え、責任ある判断を。県民のための英断を、どうか今この瞬間に。未来の沖縄は、今ここから動き出すんです。

このことを申し上げて、議員提出議案第1号「地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づく弁明書」に対して賛成をいたします。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げ、賛成の討論を終わります。

○中川京貴 議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○中川京貴 議長 これより議員提出議案第1号「地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づく弁明書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長 起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

資料 4

(沖縄県議会提出資料4)

令和7年第3回議会（臨時会）
議案等に対する議員の賛否の状況

「○」：賛成 「×」：反対 「欠」：欠席 「除」：除斥 「退」：退場の意思表示をした上で退場 「一」：議場に不在

※議長（副議長が議長にかわる場合も含む）は、過半数議決の場合、議決に加わる権利（表決権）はなく、可否同数の場合に決定する権利（裁決権）があります。特別多数議決で法定されたものは議長（副議長）にも表決権があります。

定数48人（現員47人）

[illegible]

議員提出議案